



環地第96号

平成21年8月21日

京都市環境審議会

会長 内藤 正明 様

京都市長 門川 大作



「環境モデル都市・京都」の実現に向けた京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定について(諮問)

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

(諮問事項)

- 1 京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方
- 2 新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方

(諮問理由)

京都市は、「京都議定書」誕生の地としての誇りと使命感の下、貴審議会からの答申に基づき、地球温暖化対策に特化した全国初の条例となる「京都市地球温暖化対策条例」を平成16年12月に制定し、更にこの条例に基づいて策定した「京都市地球温暖化対策計画」を市民、事業者の皆様と一体となって進めてまいりました。

また、平成21年1月には、温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。その行動計画においては、2030（平成42）年及び2050（平成62）年を目標年次とする中長期の削減目標を定めるとともに、公共交通を優先する「歩くまち・京都」、環境と景観に配慮した「木の文化を大切にすまち・京都」、「環境にやさしいライフスタイルへの変革」、大学及び産業界との連携による「技術革新（イノベーション）」を中心に、「DO YOU KYOTO?」の合言葉のもと、市民、事業者の皆様とともに取組を推進していくこととしております。

本市は、こうした京都のまちの特色を生かした低炭素社会の実現に向けた取組を加速し、先導的モデルとして世界へ発信するとともに、豊かな自然と悠久の歴史に育まれた京都を未来へ引き継ぐため、中長期の将来を展望した持続可能な京都づくりを強力に推進する必要があると考えております。

このため、京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定の基本的な考え方について、御審議いただきたく、貴審議会に諮問致します。